

価格法則の研究視点

仙田久仁男

Research Viewpoint of Price Law

Kunio SENDA

Abstract I have written my book, *Theory of Value and Price Law*, 1992. The subject of this work was to find economic laws about value and price. And I believe its project was higher successful.

Recently, to inquire into this book two papers were published. They are ;

1. Yoshinobu Nakamura, "Capitalistic Economy and Method of Research Price Law, to Mr. Kunio Senda's Theory", *Annual Report of Chu-ou Univ. Economic Research Laboratory*, Vol. XXVIII, 1997, pp.151-162.
2. Koichirou Ogawa, "Absolute Ground-rent and Monopoly Price, to Mr. Kunio Senda's Theory", *Economic Journal of Chu-ou Univ.*, Vol. XXVIII-1・2, 1997, pp.43-56.

They brought into question this book about the method of my research, my theory of price of production and my theory of absolute ground-rent. But I think still my points are right. In this paper I want to prove it.

Key words: law of value, law of division, qualitative distinctoin

り一層明確に示したい。

1. はじめに

私の前著書『価値と価格法則の理論』（創風社、1992年）に関して本格的な検討を加えている論考が二つほどある。中村義信「資本主義的生産様式と価格研究の方法——仙田久仁男氏の所説をめぐって——」、『中央大学経済研究所年報』、第28号、1997、pp.151-162、及び、小川浩八郎「絶対地代と独占価格——仙田久仁男氏の所説によせて——」、『経済学論纂』（中央大学）、第38巻第1・2合併号、1997、pp.43-56、がそれである。

これらはいずれも、私が提起した価格理論の研究方法及びその結論に対して、それぞれの立場から細かい批評を展開したもので、経済理論の発展にとっては意義の深いものと考えられる。私は示されたいいくつかの批判点は真摯に受け止め私の説明が諸家を納得せしめるのに充分ではなかったことは認めるが、とはいえ総じて言えることは、主張それ自体の基本的な部分についての変更は必要ないということである。

かくして、小論ではこの二つの論考の批判に答える形で、これらの問題について私が到達している考え方をよ

2. 批判の諸点

中村氏論文がいう私の難点の一つは、上掲書で私が展開した第4章「生産価格の理論」が K. マルクスが論じた生産価格論とは異なっているとされる点である。

「仙田久仁男氏は著書『価値と価格法則の理論』（創風社、1992年）のなかで、マルクスの生産価格定式——「費用価格プラス平均利潤」——を踏襲せず、「移転価値プラス労賃プラス利潤」という独自の生産価格規定を打ち出している。----仙田理論における生産価格規定と価値・価格論研究の方法に若干の疑問を提出し、生産価格規定は資本主義的生産様式を正しく反映させたものでなければならないと主張するものである¹⁾。」

生産価格の成立は価格の最も具体的な現象の一つである。したがって価格の研究は誰にとってもここが出発点になる。だが、その現象はそれが持っている本質とは一致していない。本質が見えにくくなっているのである。この大きさは何によって決定されてきたのか、その源泉

は何でどこで生産されたものなのか、これらが生産価格の現象では把握できないのである。ここに経済学という科学が生まれた必然性がある。抽象化を通して最も単純なカテゴリーに到達し、そこから逆に上昇して具体的な現象を説明し、神秘化されたものを明らかにすることが必要である。私もそういう立場で議論をしてきたつもりであるが、遺憾ながら K. マルクスとは異なっているとされているのである。

「ちなみに仙田氏は著書の第2章第4節で市場価値論を論じているのであるが、そこでは大量支配説によって市場価値が確定されるところで議論が打ち切れ、『価値論の要点』が『生産価格の理論』にいかされていないのである²⁾。」

そしてそれと密接に関わるが、もう一つの難点は、私が資本主義社会の競争を正しく扱っていないとされることである。

「仙田氏の価格研究の方法は、需要供給の一致、価値と価格の一致にとらわれすぎており、生産価格の規定に際して競争の作用が正しく取り扱われていない³⁾。」

資本主義社会はまさしく競争の社会である。だから、価格の決定についても、それはすべて競争が行う事柄である。それほど重大なことであるが、私は上掲書の第1章第5節で「競争の排除、商品の需要供給一致の前提」と題して、競争を停止させる状態を想定してこれを考慮の外においた。それは、価格の法則的な大きさを理論的にとらえるためには、理想的な形態ではあるが、商品の需要と供給とが一致してその状態でこそ競争が停止しているのと同じでこれを捨象して考えることができる、という場面を作る必要があったためである。このように競争の排除は目的を果たすために私が採った根拠のある方法であった。ところがそれが批判の対象になっているのである。

あと、用語の解釈など細かい点になると諸々の意見相異があるが、大きい批判点はこの二つである。

小川浩八郎氏論文の扱っているのは、もっぱら私がこうした方法に基づいて得た農産物価格の法則に関連して、絶対地代についてである。

「本稿は、絶対地代に転化せしめられる超過利潤の理論的性格を確認しつつ、絶対地代範疇をもって独占価格および独占的超過利潤の成立原理が説明可能だとする仙田久仁男氏の業績（同氏著『価値と価格法則の理論』創風社、1992）の批判的検討をこころみるものである⁴⁾。」

私は絶対地代が成立する要因は土地所有の独占にある

と見ている。すなわち、それは特定の生産手段の独占的な私的所有から生まれることで、だとすれば、その機構は独占資本が独占価格をつけて独占的超過利潤を得ている場合とまったく同じだと論じたのである。そしてその視点ではじめて、農産物の価格は、K. マルクスが規定したように、一定期間における農業部門の価値生産がそれ以外の生産部門と比べて多いということが事実として認められるならば価値水準の高さになり、したがって絶対地代はその額と生産価格との差額になると論証できたのである。だが、そこに問題があるとされている。

まずその分析の方法について、先の中村氏論文と同じく、私の需要供給の一致と競争の停止そして捨象という見方に疑問が出される。

「仙田理論を支える土地の独占的所有とは、その完全な所有独占、競争停止の状態である。農業超過利潤の成立のためには『これをめぐる競争が停止されることが絶対に必要である』（185 ページ）。ところが、絶対地代の成立についてのこのような競争停止状態の想定は、土地生産物価格が価値に一致して成立するという主張の根拠にはなりえないであろう。／農業超過利潤の存在にもかかわらず、土地所有独占によってこの部面への資本の流入が制限される。その結果が地代の存在に起因する供給制限価格の成立である。これにたいし、仙田氏は、これを、価値に一致する需給均衡価格と想定して、つぎのように反論する。すなわち、供給不足は社会的必要量が充足されないということで、社会構成員の一部に生命維持上の困難を生じさせるが、『そんなことが人間社会の発展のなかでいえるであろうか』（170 ページ）。と、この立論は歴史的事実と整合せず、また交換価値体系としての資本制価格機構を社会的欲望の体系に転換させるものでもある⁵⁾。」

かくして、私の結論についても同意は得られないことになる。

「独占資本による『特定の生産手段の独占的所有』（155 ページ）ならびにこれにもとづく独占価格規定・独占的超過利潤の関係は、農業部門における土地所有による絶対地代——『土地所有そのものがつくりだした価格高騰が原因の地代』（164 ページ）——取得の関係と『本質的に同じもの』（160 ページ）だというのである。独占価格・独占利潤の解明にあたり絶対地代成立機構を手掛かりにしようとする手法には一定の根拠があり、この点ののちにも触れるが、仙田氏による『独占価格と農産物価格との成立機構の同一性の証明』（160 ページ）には、その論理手続きに若干の無

理があるように思える。総じて仙田理論では諸資本間競争——それはほんらい生産手段所有の関係に包摂されている——の視点が否定されて、生産手段の独占的所有という形式面の同一性だけが一面的に強調されているように思えるのである⁶⁾。」

このように、これらの論考の私への主要な批判は、一つに双方ともに共通していることだが、私が競争を特に諸資本間の競争を排除してこれを正しく論じていないとされる点、二つにそれに関連して私の生産価格論がK. マルクスのそれとは異なっていて適当ではないとされる点、三つに絶対地代の成立機構を独占資本による独占的超過利潤のそれと同一視して考えるのは無理があるとされる点である。そこで、以下ではこの順序にしたがって私見を再確認しておきたい。

3. 価格法則の発見に不可欠な理論的前提 ——商品の需要供給一致と競争の排除——

一商品の価格というものは市場の状態によって、その都度様々な大きさになって現れる。だがそれらの大きさは全く無法則に現れるということではなく、一つの中心点をもとにそれをめぐる形で上下するのが通例である。ならばこの中心点とは何なのか、すなわちこの大きさ及び構成部分は何なのか、これを理論的に導くことは出来ないか。私の上掲書が目的としたことはこのことであった。私はこうした中心点が認められる場合を価格法則が存在すると呼んでいるが、それは、F. エンゲルスの次の一文と同義である。

「経済学が科学として現れるや否や、その最初の課題の一つは、この、一見したところ商品価格を支配する偶然の背後にかくれているが実はこの偶然そのものを支配している法則を探求することであった。時には上へ時には下へと、たえず変動し動揺する商品価格の内部において、経済学は、この変動および動揺の中軸をなす確固たる中心点を探し求めた⁷⁾。」

繰り返すが、今ここで問題にするのは「確固たる中心点」である。この点はどういう時に出来てくるかといえは、それは商品の購入と販売をめぐって展開される競争のなかで、その需要量と供給量とが一致した場合にだけ出来てくる。その安定度は高く、需要供給量が一致して他の条件に変化がなければいつまでも続くという性質のものである。その時の価格の大きさが問題になっているのである。

ほかの諸点もちろん競争の産物であって明確に商品

の価格であるが、これらは当面は問題にならない、というのは、それらは需要供給量が不均衡になった場合の結果であり、動揺的であるとともに、そういう時には常に商品の需要量と供給量とが一致するように需要者と供給者とが法則的に行動して、中心点に合致させて自らを消滅させる性質のものであるからである。つまり、中心点からはずれた場合は常にここに帰ってこようとするわけで、永續性がなく、派生的であるというのがこの点なのである。だから、そのような価格はとりあげることも出来ないし必要もないことである。

それで当面の課題にはいるが、この中心点の大きさと構成物を見る上で、競争の考察は一体どんな役割を果たすのであろうか。競争を見ていくと、これがそれらを決定するといえるのであろうか。確かに表面的には商品の価格を決定するのは競争のようにみえる。しかし、競争は価格の大きさについてもその構成物についても全く関係していないというのが事実である。もともと競争にはそのような能力はあるものではない。もしそのようなことが出来るとすれば、競争は無数のすべての商品に関わることであるから、生産条件をはじめ総て異なるあらゆる商品について同じ一つの競争がその大きさと構成物を決めるということになる。だが常識的に考えてみても、夥しい数の商品の一つ一つに関わって、競争がそのようなことをするとはとうてい思われぬ。競争にそのようなことは出来ることではないのである。すなわち、競争は価格のある額からの乖離は説明する。しかし、このある額そのものは説明できないのである。

「競争一般、ブルジョア経済のこの本質的な牽引車は、ブルジョア経済の諸法則を確立するものではなくて、諸法則の執行官なのである。だから無際限の競争(illimited competition)は、経済法則の真理の前提ではなくて、結果——そこで法則の必然性が実現される現象形態——なのである。---だから競争は、これらの法則を説明しないで、それを観察させる。しかし法則を生産はしないのである⁸⁾。」

ならば、価格法則の検出のためには競争は余計な存在であり、ない状態を想定して排除する必要がある。それが商品の需要と供給とを一致させての作業に他ならない。

「需要と供給とが一致すればそれらは作用しなくなり、またそれ故にこそ商品が市場価値どおりに販売される。二つの力が反対の方向で均等に作用すれば、それらは互に止揚し、外部へはまったく作用しないのであって、この条件のもとで生ずる現象は、この二つの力の関与以外のものによって説明されねばならぬ。需要と供給

とが互に止揚すれば、それらは何ものかを説明することをやめ、市場価値には影響しないのであって、なぜ市場価値はまさにこれこれの貨幣額で表現されて他の貨幣額では表現されないかにつき吾々をまったく暗中に放置する。資本制的生産の現実の内的諸法則は、明らかに、需要と供給との相互作用からは説明されえない(---)。けだし、これらの法則は、需要と供給とが作用しなくなると、すなわち一致するときのみ、純粋に現実化されて現象するからである。需要と供給とは事実上では決して一致せず、また仮りに一致しても、その一致は偶然であり、したがって科学的にはゼロとすべきであり、生じないものと看なすべきである。しかるに経済学で需要供給が一致すると想定されるのは何故か？現象を、合則的な・概念に照応する・姿態において考察するため、すなわち現象を、需要供給の運動によってもたらされる仮象から独立させて考察するためである⁹⁾。」

このことはどのような競争についてもいえることである。一般に競争は需要と供給に関わって三面にわたって存在する。供給者同士の資本の競争、需要者同士の競争、供給者と需要者との競争がそれである¹⁰⁾。このうち供給者同士の競争には同部門内における資本の競争と他部門間における資本の競争とがある。このあとの方が生産価格を生み出す競争であるが、これが生産価格の大きさ及びその構成物の源泉を決定できるであろうか。そのようなことが出来るとはとうてい思われぬ。供給者は商品をとにかく高く売ることだけが目的である。その源泉が何であろうとかまわぬ。大きさにも自らには上限はない。ただ可能な限り価格を大きくするというだけで生産部門間を移動するというのがこの競争である。だから、この競争が中心点の額や構成物を決定するなどいうことはあり得ない。それは競争とは違うところで決まってくる事柄なのである。

「需要と供給とが一致すれば、商品の市場価格は生産価格と一致する。すなわち商品の価格は、その場合には、資本制的生産の内的諸法則によって規定されるもの、競争とは係わりぬいたもの、として現象する。けだし、需要と供給との諸動揺は市場価格の生産価格からの背離以外には何も説明しないが、これらの動揺は相互に相殺され、したがって、一定の長期間についてみれば平均市場価格は生産価格に等しいからである¹¹⁾。」

したがって私の上掲書の目的からすれば、他部門間の資本の競争は欲しい事柄をもたらすものではないのである。それを研究しても、私の研究課題については何も成

果は出てこないのである。排除したのはこうした理由によったのである。

4. 「価値法則」(Wertgesetz) および価値の「分割法則」(Gesetz der Teilung) と生産価格論

生産価格は最も具体的な価格の現象である。地代がつけ加わる農産物の価格もまた同じである。これらの価格に関して、上述のような法則的な把握はこのままの状態では成し得ることではない。それは本質から離れていて実態を見せてはおらず、とうてい出来ることではないのである。価格で表される大きさのうち以前に生産された価値で今回の生産に移転される価値については額が既知であるから良いが、労賃そして利潤、農産物の場合は地代も含めると、これらの大きさはこの現象のままでは把握できないのである。なかでも昔から地代のようにその源泉を全く違ったところに求める見解があるとすれば、なおさらそうである。そうだとすれば私の目的が果たされるためには、まず何より労働を実体とする価値こそがこれら諸収入形態への転化物であること、そして次にそれがそれぞれに定まった大きさで転化することが証明されなければならないのである。

転化する価値とは「社会的価値」(sozialer Wert) のことである。これは「商品の一単位量ということには関係なく、総体としてみて社会にそれとしてみとめられて存在している価値¹²⁾」のことで、「市場価値」(Marktwert) に生産された商品の数を乗じて、総ての商品種類についてそれらを総和すれば出てくる価値量のことである。このうち移転価値部分を除いた額が今回新たに生産された価値であり、それがどのようにどれだけずつ各収入形態に転化するのか、このことが究明の目的になるのである。私はそこでここに価値の「分割法則」(Gesetz der Teilung) という法則があることに注目し、労賃、利潤、地代の大きさを確定し、併せてそれらが価値の転化物以外の何ものでもないことを証明して「価値法則」(Wertgesetz) を遵守したのである。

それで出来てきたのが私の生産価格であり、「移転価値プラス労賃プラス利潤」という規定になったのである。指摘されるように、一見するところ、K. マルクスのものとは違うように見えるが、それは私がこれを価値の次元で表したというだけのことで、そしてその事は既述のように私の目的にとってはこの方法しかなかったというだけで、K. マルクスとはいささかも矛盾することはないのである。「利潤」を「平均利潤」としておけばもっ

と正確であったかもしれないが、それは私の前掲書の第4章第4節『「価値法則」と生産価格の既定』で「部門によって生産された剰余価値の額がさまざまであっても、それに関係なく投下された資本に対する一定率の利潤（平均利潤）が価格の構成者になるわけである¹³⁾」と述べており、誤解は生じないはずである。

上述のように、目的達成のための必要から競争を排除しているので、生産価格の展開についてはいわれるような点には及んではないが、それは私にとって当面は無く済んだことであつたからである。

それから、上で述べた「社会的価値」(sozialer Wert)についてはもう少し補足しておく必要がある。というのはこれは、K. マルクスの価値論ではあまり正面だつてはとり上げられていない概念だからである。邦訳では同じだが「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert)との混同を避ける意味でも追加しておきたい。

価値の既定を抽象度の高いものから具体化しつつ述べると、同じ生産部門のなかでも複数の生産者が存在する場合、生産諸条件の違いから個々の生産者の商品の一単位あたりの価値額が違ってくることが通例である。これが「個別的価値」(individueller Wert)といわれるものである。この大きさは様々ではあるが、とはいえまったく同じものはないかといえばそうではなく、その時点で標準的な生産条件を備えている生産者がやはりいちばん多く、一種類の商品の一単位あたり価値額をみると、ある大きさの同じ額が最も多数出てくる。これが「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert)と呼ばれるものである。

だが、それらが市場に出てくると一物一価の法則が働いて全ての商品の価値は一つに統一される。それが「市場価値」(Marktwert)にはかならない。通常はこれは上の「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert)がそのまま移行する。そして、一つの生産部門ではどのような生産諸条件でどのような価値額の商品を生産しようとして、すべてこの「市場価値」を持つことが義務づけられる。すなわち、この額こそその種類の商品の一単位が持つ現実の価値額となる。とすると、社会に存在する価値量としては、この部門においては、この額に生産された商品数を掛け合わせて出てくることになる。さらに社会全体としては、全ての部門のそれを総和すれば総価値量が出てくることになる。これが先にも述べたが、「社会的価値」(sozialer Wert)といわれるものである。これは決して商品の一単位についての価値額ということではなく、あくまで社会のなかで価値として存在する量とい

う意味で使われる概念である。邦訳では二つとも同じように「社会的価値」と出てくるが、その表す内容はそれぞれこのように大きく違う点に殊に注意したい。

もう少し追加すると、この「社会的価値」(sozialer Wert)の方には、労働が実体とはなっていない、しかし価値としては成立しているという価値、すなわち「虚偽」(falsch)の価値が含まれることがあることも忘れてはならない。それは「市場価値」の決まり方に関わつて出てくる。「社会的価値」(gesellschaftlicher Wert)が「市場価値」に転化するということは、既述のように、それ以外の価値額を持つ商品も全て「市場価値」の大きさの価値額をもつことになり、そのようにして「社会的価値」(sozialer Wert)の量が決まってくる。ということは、それより多額の価値をもっていた商品は価値の一部を消失するし、反対に、それより少額の価値しかもたない商品はその差額を労働実体を持たないのに補足されることになる。双方のプラス・マイナスは意味のないことであくまで理屈上だけのことであるが、消失する額より補足される額が多ければ明らかにここには労働実体を持たない「虚偽」の価値が「社会的価値」(sozialer Wert)に含まれることになる。もちろん、プラス・マイナスがゼロか逆の結果になる場合はそうではないが、そういうときが常である保証はどこにもない。農業においては土地の自然条件が一様でないことから、むしろ「虚偽」の価値が常態化することは、K. マルクスが明らかにしたところである。とにかく、このようにして「社会的価値」(sozialer Wert)の量の中には、こういう価値がありうることを明確にしておきたい。

この価値が種々の収入諸形態に分割すると私は問題にしたのである。この点は上掲書の当該部分では十分に述べてはいなかったので、『「価値論の要点」が『生産価格の理論』にいかされていない』という批判を受けたように思われる。補充できれば幸いである。

5. 絶対地代の成立機構

—— 一生産手段の独占的所有と価格騰貴の

メカニズム——

土地は量的に制限のある自然物である。だから、誰かが先にそれを私的に所有すると、別の人物は同じような所有はできないことになる。そこで、土地を所有していない人物が生産手段として土地を利用しようとするならば、そのためには所有者から土地を借りる以外に方法はない。所有者はこれを無償では貸すほど慈善的ではないから、ここに絶対地代が発生する事態になる。

その場合、借り手が対応する土地所有者が複数いたとしたら、ここで必要なのはこの所有者間での競争を中止することである。というのは、ここで競争があるとすれば、借り手側も複数とすると反対の力も働くことは確かだが、もともと土地は労働の生産物ではなく無価値であり貸借の価格についても価値の根拠はないのであるから、地代はゼロに落ち着くことになるからである。したがって絶対地代の発生には、それは単なる私的所有ということに止まっているのではなく、独占的な所有になって商品の価格を押し上げることがどうしても必要なのである。すなわち、絶対地代は土地所有の独占によってのみはじめて成立する地代なのである。

「スミスの場合には、土地所有者として『地代を要求する』土地所有者こそが土地所有であるということが、非常に強調されている。このように単に土地所有からだけ出てくるものとして見れば、地代は独占価格である。このことは、まったく正しい。というのは、生産物が費用価格（この場合は生産価格のこと——引用者）よりも多くを支弁し、その価値どおりに売られるということは、土地所有の干渉によってのみ起こるのだからである。----/それは実際に、土地所有の独占によってのみ強要される価格であり、この点では独占価格であって工業生産物の価格とは違っている¹⁰⁾。」

「土地所有によって土地所有者は、資本が農業生産物の価値をその費用価格（上と同じく生産価格のこと——引用者）に均等化することを妨げるのである。土地所有者がそうすることを可能にするものは、土地所有の独占である。それは彼が価値と費用価格（同じく生産価格——引用者）との差額を取りこむことを可能にする¹⁰⁾。」

絶対地代を生み出すこの機構は独占資本が独占価格を付けて独占的超過利潤を成立させているメカニズムと同じであると私は上掲書で説いた。それは、特定の生産手段の一つを独占的に所有し、生産者同士の互いの競争を制止して、それによって自らの取得分を作り出す手法は、形式上には一致しない点があるが、実質的には双方は共に同じであると判断したためである。その際、特に私が強調したことは、独占資本によって生産される生産物は勿論だが、絶対地代を生み出す農産物においても、その時点での社会の需要量に一致した供給量が出されているという前提についてである。この立場にたつてこそ、絶対地代の本質が把握でき、需要供給の不一致から起こる絶対地代の減額の事態や「独占地代」(Monopolrente)の成立の説明も容易になったのであ

る¹⁰⁾。価格の研究にあたってこのことがいかに重要かは既に述べたとおりである。したがってこれに関連して、独占価格成立の機構に関わってこれまで一部でいわれてきた供給量を制限するという「参入阻止価格」論にも疑問を呈したのである。

小川氏論文は、私がこのように農産物の供給量を社会の需要量に一致させる前提をおいたことに対して「歴史的事実と整合」しないと述べている。だが、私はそうは思わない。確かに、世界の総人口をとりあげて、その需要量に足りるだけの豊富な供給量をいつも提供してきたかと問われれば、遺憾ながら常に不足気味で、提供してこなかったというのが正しいであろう。しかし、実際問題として一つの市場を考えると、一般的に、現実には存在しないそのような大きな市場をとりあげることがあるであろうか。そうではなく、一国であるとか一地域であるとか実在するもっと小さい市場を見るのが普通である。ならば、農産物の供給量が需要量に達していることは十分に有り得ることで、私の言い方が適当ではなかったかも知れないが、事実と整合しないことは決してない。卑近な例をだせば、現在、世界の食糧供給量は人口にてらして決して充足の状態にあるとは思えないが、日本の米供給は日本国内では足りており過剰な状態にあるほどである。そのことを見てみても、農産物の需要供給は、普通にとりあげる一つの市場では一致していると考えて全く不都合はないのである。

このことは独占資本の商品についても同じで、独占価格の成立は供給の制限によってなることでここに需要量と供給量の一致はいえない、などということはあり得ないことである。独占価格は供給量が需要量に足りないときだけに生まれるなどということは現実感としてもとうてい容認できることではなく、一致の場合はもとより反対に供給量が需要量を超えていても独占価格は生まれるのである。それは何故かといえば、供給量は需要量に見合うように出しておきながら、生産手段を独占的に所有している資本同士が価格の面で競争を中止したり少なくしているからである。「内輪喧嘩のもっとも少ない軍隊が、相手の軍隊にたいして勝利をえる¹⁷⁾」とはこのことである。

これを理論的にきちんと説明を出来ないのが「参入阻止価格」論の決定的な難点である。その原因はそれが持つ誤った論理構造にある。この議論では出発点において需要量と供給量とが一致した状態での生産価格の規定がある。反復するが、ここで既に需要量と供給量とが均衡しているとされている。そして、ここから独占価格を論

じるのであるから、即ちそれは生産価格より高い価格を規定するのであるから、方法としてはどうしても供給量を減らして、したがって需要供給の一致を壊して価格の騰貴をいうしかないことになる。繰り返すが、独占価格が成立する要件として需要量と供給量との一致が乱されているのである。「参入阻止」とはそういうことであるが、こうなると次に大きな問題となるのはその価格の上げ幅の程度である。これははじめに規定した他の資本の平均利潤から横取りするわけであるが、では、それはどの大きさの額になるのか、このことを決定する理由がまったく見つからない。ただ、横取って上がるというだけで、その上がり具合の額には何も決定要因が無いのである。独占価格は好き勝手に価格を上げられ、その上限はないのであろうか。このように、価格の法則性が全く問えないということが「参入阻止価格」論のもう一つの難点である。だが、この視点に立って出されているのが、私の独占価格論にたいして小川氏論文が述べている批判の内容である。その結論として、「絶対地代の成立についてのこのような競争停止状態の想定は、土地生産物価格が価値に一致して成立するという主張の根拠にはなりえないであろう」とか「仙田氏による『独占価格と農産物価格との成立機構の同一性の証明』(160 ページ)には、その論理手続きに若干の無理があるように思える」とあったのがそれである。そのように間違った視点に立てば、うまくいかないのは当然である。

私は、独占価格を研究するときに、そのようにその前に需要供給の一致を前提とした生産価格論を持ってくるのは絶対におかしいということを強調しておきたい。それでは独占価格の規定の時に需要供給の一致がいえなくなってしまうし、価格の法則的なとらえ方もできなくなってしまうのである。そうではなく、独占価格の既定にあたっては、その前には何もなく、需要供給一致の前提でどの資本も可能な限り自らを大きくしようとしているということで出発すべきである。これは私の上掲書でもあらかじめ注意したことで、表題の付け方が適当ではなかったかも知れないが、第1章第6節「不当な価格の発生学的考察」がそれを述べている。

では、どのようにして絶対地代を支払う農産物の価格および独占資本の独占価格を規定できるかといえば、共に商品の需要供給の一致を前提にして競争を排除して、これとは係わりのないところで法則を発見するしかやり方はない。それが、前にも少し触れたが、私が上掲書の全体で説いた生産諸手段所有者間の「質的区別」(qualitativer Unterschied) から生まれる価値の「分

割法則」である¹⁰⁾。これによってこそ、農産物についていえば価格の大きさと構成する価値の出所そして絶対地代に関しても同じもの、独占資本の商品についていえば価格の額と独占的超過利潤の大きさと出所が明確になったのである。すなわち、土地所有者や独占資本は確かに他より高い独占価格をつけるが、とはいえ商品の価格を自由に操って自分の取得分を勝手に増やしたりすることは法則によって出来ないことがいえたのである。

その際、絶対地代および独占的超過利潤に転化する価値はいずれも当該部門での生産価値ということになるが、前者については K. マルクスがそうなる理由を述べているのでそれにまかせるとして、後者については少し触れておきたい。というのは、これでいくと、独占価格は他部門からの価値の横取りを全くしないで成立することになるが、実感としてはどう見てもそれは承伏できないし、独占資本の生産価値量は常に他部門よりも多いとは理論的にはいえないのではないかという意見が出そうだからである。この点は上掲書でも幾分論じたが¹⁰⁾、確かにそうである。だが、独占資本は別の方法を用いて他部門から価値の横取りをすることは否定しないが、価格としてはそれはないと言うしかない。これは、上述のように、独占資本といえども自分の商品の価格を自由に操作できないでいることに証明されているのではなかろうか。もし他部門からの価値を横取りするのが通例なら、それは少しも多額も同じで、そうならばもっと自由に価格を調整できてもおかしくはないはずである。だが、現実を見てみると、独占資本もそれほど簡単にはそれが出来るようには思われないのである。それが難しいのは、やはり自分の生産価値額までしかあげれないという法則によると理解するのが妥当だと思うのである。私はその意味で私の規定を信じるのである。

6. ま と め

上掲書で私はそれまでの理論的な価格研究にはなかったいくつかの点を明らかにしたと思っている。一つは、価格研究をする際の視点についてである。競争を排除して価値の次元で「分割法則」を追求したのがそれにはほかならない。批判を受けてはいるが、私としてはどうしても譲れない主張である。二つは、その具体化としてそうした独自の視点から、単純商品生産の価格法則、生産価格の法則、独占価格の法則の定式化しようとした試みについてである。いずれも従来にはなかった新しい理論を提供し得たと思っている。検討を受けたのはこのうちの

後の二つの論点に関わるものであるが、私としては考え方を変えなければならないという結論には至らなかった。単純商品生産の価格法則に関してはまだ他からは部分的な引用しか受けていないが、それを現実におろしたのは私の『農産物価格の論理——戦後米価の法則的研究——』（近代文芸社、1998）である。付記しておく。

問題』、法律文化社、1981、第4章第3節、が詳しく論じている。

- 17) K. マルクス『賃労働と資本』、前掲邦訳、p.40.
- 18) 中村市論文はこの点等について私を批判しているが、私には意味がよく読みとれない。
- 19) 拙著、上掲書、pp.188-191、あたり。

注

- 1) 中村義信、前掲稿、p.151.
- 2) 同 上、p.153.
- 3) 同 上、p.151.
- 4) 小川浩八郎、前掲稿、p.43.
- 5) 同 上、p.48.
- 6) 同 上、p.44.
- 7) F. エンゲルス「K. マルクス『賃労働と資本』への前書き」、K. マルクス『賃労働と資本』、長谷部文雄 訳、岩波文庫、p.20.
- 8) K. マルクス『経済学批判』、高木幸二郎 監訳、大月書店、第3分冊、p.489.
- 9) K. マルクス『資本論』、長谷部文雄 訳、青木書店、第3部上、pp.282-283.
- 10) 「商品の価格は何によって決定されるか？ / 買手と売手との競争によって、需要と供給との関係、欲求と提供との関係によってである。商品の価格を決定する競争は三面的である。 / 同じ商品が、種々の売手によって提供される。----だから売手たちの間に競争が生ずるのであって、この競争は、彼等によって提供される商品の価格を下落させる。 / だが、買手たちの間にも競争が生ずるのであって、それは今度は、提供される商品の価格を騰貴させる。 / 最後に、買手たちと売手たちとの間に競争が生ずる」（K. マルクス『賃労働と資本』、前掲邦訳、p.39）.
- 11) K. マルクス『資本論』、前掲邦訳、第3部上、pp. 505-506.
- 12) 拙著、上掲書、p.64.
- 13) 同 上、p.128.
- 14) K. マルクス『剰余価値学説史』、『マルクス＝エンゲルス全集』、大内兵衛・細川嘉六 監訳、大月書店、第26巻Ⅱ、pp.452-453.
- 15) K. マルクス『剰余価値学説史』、前掲邦訳、第26巻Ⅲ、p.610.
- 16) このあたりについては、私の旧著『地代理論の諸